リース資産の計上誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
こころの健康総合センター	下記の賃貸借契約について、ファイナンス・リース取引におけるリース資産に該当する場合は固定資産として計上しなければならないが、計上していなかった。また、リース資産の計上に伴い必要となる公有財産台帳への登載もされていなかった。 借入件名 こころの健康総合センターで使用する緊急車両の賃貸借1台借入金額 7,620,480円 平成30年3月1日から令和6年2月29日まで		

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年10月6日)